

【注意事項】

本奨励金は、弘前市内の事業者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しながら、事業活動を継続していくために、飲食店や不特定多数のお客様が常時出入りするお店など、感染拡大リスクの高い事業を営んでいる事業主に、さらなる感染拡大防止対策の取り組みを促進することを目的としています。

つきましては、下記点に十分留意しながら対象事業を遂行するようお願い申し上げます。

記

●奨励対象事業について

- ・消毒液自動噴霧器及び消毒ボトルについて、付属の消毒液については奨励対象としますが、消毒液のみを追加購入するなど消耗品の類は対象となりません。
- ・非接触型水栓及び人感センサー付き照明設備を含む新たに設置する設備について、来店者が利用するスペースに設置した設備が奨励対象となります。
- ・加湿器は、お店全体を加湿できる性能を有したもののみ奨励対象となります。
- ・空気清浄機については、加湿機能付（上記性能を有するもの）または、HEPAフィルタ搭載機種のみ奨励対象となります。
- ・換気機能付きエアコン及び換気設備については、外気との空気の入れ換えに効果がある設備のみ奨励対象となります。
- ・抗菌、抗ウイルスコーティングの施工については、一定期間効果が持続し、且つ専門業者による施工のみ奨励対象となります。

●奨励対象事業終了後の実績報告について

- ・奨励対象事業に係る経費の支払い期限は令和3年8月31日まで、実績報告書の提出期限は令和3年9月30日までとなります。期限を過ぎたものは奨励金交付対象外となります。
- ・実績報告書の他、事業を実施した画像、領収書の写しの提出が必要です。
- ・加湿器及び換気機能付きエアコン、奨励金の対象となる空気清浄機などの設備は型番を実績報告書に記載していただきます。
- ・抗菌、抗ウイルスコーティングの施工については、施工業者が発行する施工証明書を提出していただきます。

●奨励対象事業費の確定について

- ・実績報告書などを精査して奨励金を確定しますが、感染拡大防止対策の十分な効果が期待されないと当所が判断した際には、奨励金が不支給となることがあります。
- ・感染拡大防止対策の効果確認のため、当所職員が申請事業者の店舗等を訪れることがあります。

●不正な申請及び奨励金受給が認められた場合

- ・奨励金については返還していただきます。
- ・悪質な場合には、申請者のほか共謀した業者に対して法的措置を講ずる場合があります。

以上